

平成30年宇治田原町予算特別委員会

平成30年9月10日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 議案第51号 平成30年度宇治田原町一般会計補正予算(第3号)
(総務建設常任委員会所管課分)
- 日程第2 議案第54号 訴えの提起について
- 日程第3 議案第51号 平成30年度宇治田原町一般会計補正予算(第3号)
(文教厚生常任委員会所管課分)
- 日程第4 議案第52号 平成30年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)
補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第53号 平成30年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第
1号)

1. 出席委員

委員長	5番	浅田晃弘	委員
副委員長	8番	藤本英樹	委員
	1番	谷口重和	委員
	2番	松本健治	委員
	3番	垣内秋弘	委員
	4番	馬場哉	委員
	6番	原田周一	委員
	7番	山本精	委員
	9番	山内実貴子	委員
	10番	今西久美子	委員
	11番	谷口整	委員
	12番	田中修	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求める

ものは次のとおりである。

町	長	西	谷	信	夫	君								
副	町	長	山	下	康	之	君							
教	育	長	増	田	千	秋	君							
総	務	部	長	奥	谷	明	君							
健	康	福	祉	部	長	久	野	村	観	光	君			
建	設	事	業	部	長	野	田	泰	生	君				
教	育	部	長	光	嶋	隆	君							
企	画	財	政	課	長	矢	野	里	志	君				
企	画	財	政	課	課	長	補	佐	岡	崎	一	男	君	
介	護	医	療	課	長	廣	島	照	美	君				
介	護	医	療	課	課	長	補	佐	塚	本	吏	君		
建	設	環	境	課	長	垣	内	清	文	君				
プ	ロ	ジ	ェ	ク	ト	推	進	課	長	山	下	仁	司	君
産	業	観	光	課	長	木	原	浩	一	君				
社	会	教	育	課	課	長	補	佐	下	岡	浩	喜	君	

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	村	山	和	弘	君
庶	務	係	長	太	田	智	子	君

開 会 午前10時00分

○委員長（浅田晃弘） 皆さん、おはようございます。

本日は、予算特別委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただきましてありがとうございます。

本日の委員会は、去る9月3日の本会議において上程され、本委員会に付託されました、議案第51号、平成30年度一般会計補正予算（第3号）及び各特別会計補正予算2議案並びに議案第54号、訴えの提起の合計4議案につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行います。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

それでは、ここで、町長からご挨拶をお受けいたしたいと思います。町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、改めましておはようございます。

昨日の4時10分に大雨警報が宇治田原町で発令をされたところでございます。今日の午前7時48分に一応解除となりました。大した雨はなく、災害も起きず、よかったところでございます。6月18日には大阪府北部地震、また7月5日から8日にかけて西日本豪雨、そして7月29日から30日にかけては東から西に進む逆行の台風12号、そして8月23日から24日には台風20号、そして9月4日には台風21号ということでございました。また、9月6日には北海道で地震ということでございます。

そういった中で、台風21号、これにつきましてはかなり強烈な台風ということでございました。高尾地区の送電線が切断を再びされたということで、現在まだ送電ができていないということでございます。倒木の処理及び送電の復旧ということで今取り組んでいただいておりますし、また町道郷之口高尾線につきましてもできるだけ早く片側通行にできるようにということで現在取り組んでおりますけれども、大変高尾地区の区民の皆さん、また高尾へ行かれる皆さんにご不自由をかけておることに心からお詫びを申し上げたいと思います。関西電力の京都支社にも直接要望もしております。本日もかなりの社員さんが高尾のほうに上がっていただいておりますところでございます。一時間でも早く復旧してほしいということで今取り組んでいただいております。

9月の定例会も9月3日に開会をいただきました。6日、7日には一般質問ということで、大変ご苦勞さまでございました。また、本日は、予算特別委員会ということで開

催をしていただきましてまことにありがとうございます。

本予算特別委員会に付託されました議案につきましては、議案第51号から議案第54号までの4議案でございます。また、浅田委員長様、また藤本副委員長様には大変ご苦勞をおかけいたしますけれども、最後までどうぞよろしくお願いを申し上げます。委員の皆さんにおかれましても、慎重なご審査を賜りましてご可決いただきますよう心からお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

ただいまの出席委員は12名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の予算特別委員会を開きます。

進め方といたしましては、日程にありますように常任委員会所管ごとの審査とし、まず総務建設常任委員会所管課分より行うことといたします。

討論、採決にあつては、両常任委員会所管分が終了した後、議案順に行いたいと思えます。

また、先に一般会計補正予算、続いて所管の関係議案、また特別会計補正予算の順で進めていきます。

◎議案第51号の説明、質疑

○委員長（浅田晃弘） これより議事に入ります。

日程第1、議案第51号、平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） 改めまして、おはようございます。

それでは、私のほうから議案第51号、平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）をご説明申し上げたいと思えます。

第51号の議案書並びに附属しております主要事項調書、それと横長の概要という、この3つを用いてご説明を申し上げたいと思えます。

まず、議案書のほうを見ていただきましたらおわかりのように、今回の補正予算につきまして、歳入歳出それぞれ1億8,663万8,000円を追加させていただきました、予算総額を歳入歳出それぞれ61億2,836万4,000円とさせていただくという補正を計上させていただいているものでございます。

それでは、まずは総務建設常任委員会所管課に係ります関係、補正の主なものにつきまして、横表のほうを用いましてご説明を申し上げたいと思います。

まず、1番目、企画財政課所管でございます。

ふるさと応援基金積立1,500万円追加補正させていただくものでございます。

これにつきましては、ふるさと納税に伴います寄附金が当初予定しておりました以上に現在ご寄附をいただいている状況であることと、番号3番にありますふるさと納税推進事業費におきましてポータルサイトの拡充等によります増額を見込むものでございます。

いただいたご寄附につきましては、歳入で寄附金として受けまして、その同額をふるさと応援金のほうに積み立てをさせていただいております。この基金につきましては、次代を担う子どもたちを育む施設に充当可能な、そういうものに充当させていただくための基金でございますが、今回1,500万円を追加させていただき、当初予算の2,000万円と合計で3,500万円分になるというものでございます。

続きまして、2番、企画財政課所管でございます。

地域福祉振興基金積立50万円追加補正させていただくものでございます。

これは、福祉にご活用いただきたいということでご寄附をいただきましたことから、これをそのまま地域福祉振興基金のほうに積み立てをさせていただくため、50万円の補正予算を計上させていただくものでございます。

続きまして、3番、企画財政課所管でございます。

ふるさと納税推進事業費668万6,000円の追加補正でございます。

これにつきましては、補正予算の主要事項調書1ページをごらんください。

ふるさと納税につきましては、平成28年12月からふるさと特産品による返礼品を開始、当初は20事業者55品目でスタートをし、平成29年1月からはふるさと納税ポータルサイトふるさとチョイスで寄附金の受け付けを開始したところでございまして、平成29年4月にはそのふるさとチョイスでクレジットカード決済を導入、また9月にはふるさと特産品をリニューアルいたしまして、現在31事業者131品目で実施をさせていただいているところでございます。今年度につきましてもこの返礼品の拡充を行い、45事業者190品目程度で10月中旬を目途にリニューアルを予定しているところでございます。

寄附の受け付けにつきましては、9割以上がふるさと納税ポータルサイトふるさとチョイスにより行っているところではありますが、今回の返礼品拡充にあわせまして新た

なポータルサイトさとふるを追加するものでございます。

今回の補正につきましては、このポータルサイトの追加経費や寄附額増加に対応した返礼品の経費等を補正させていただくものでございます。

続きまして、横表に戻っていただきまして、番号4番、建設環境課所管でございます。

公共土木施設災害復旧費1億3,800万円の追加補正でございます。

申し訳ありませんが、主要事項調書の2ページをごらんいただきたいと思います。

平成30年7月6日から8日にかけて大雨をもたらしました平成30年7月豪雨により被災いたしました町道郷之口高尾線、町道2の2号線に係ります災害復旧工事に要する経費を追加させていただくものでございます。

財源の内訳といたしましては、国庫支出金が8,977万1,000円、町債が4,820万円、一般財源が8万9,000円となっております。

なお、この災害の中で緊急かつ早急に実施をすべき事業につきましては、先般ご承認をいただきました2号の専決補正にて実施をさせていただいております。

続きまして、また横表のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、5番、建設環境課所管でございます。

ごみ収集車維持管理費327万2,000円の追加補正でございます。

これにつきましては、家庭用ごみ収集運搬をする車両、パッカー車2台のうち1台が故障いたしましたことから、その修繕等に関する経費を追加補正させていただくものでございます。

続きまして、6番、産業観光課所管でございます。

お茶の京都観光まちづくり推進事業費につきましては、地方創生推進交付金の交付決定におきまして事業費の一部が採択されなかったことに伴います財源更正でございます。

補正額につきましてはゼロでございます。

続きまして、7番、産業観光課所管でございます。

総務管理費の一般管理費におきまして、議案第54号にございます訴えの提起に係る弁護士費用100万円を追加補正させていただくものでございます。

続きまして、2ページ目、8番、産業観光課所管でございます。

林業施設災害復旧費1,950万円の追加補正でございます。

主要事項調書の2ページをごらんください。

先ほどと同じく、平成30年7月6日から8日にかけて大雨をもたらしました平成30年7月豪雨により被災いたしました南区内の林道地福谷線に係ります災害復旧工事

に要する経費を追加するものでございます。

財源の内訳といたしましては、府支出金が920万円、分担金が184万円、町債が790万円、一般財源が56万円となっております。

続きまして、最後、2ページ目の合計欄をご覧いただきたいと思います。

ただいま、総務建設常任委員会所管課分のみ申し上げましたが、補正予算総額といたしまして1億8,663万8,000円。財源の内訳といたしましては、国の補助金、負担金が8,718万5,000円、府の補助金が920万円、寄附金が1,550万円、分担金が184万円、町債が5,810万円に対しまして、一般財源を1,481万3,000円充当させていただいております。この1,481万3,000円につきましては、前年度の繰越金を一般財源として充当させていただいております。

続きまして、議案書の2ページをごらんいただきたいと存じます。

第2表にございます繰越明許費の設定でございます。

土木費、都市計画費の新市街地都市公園整備事業費につきまして、調整池の整備工事につきまして、工期が後年度にわたりますことから所要額9,000万円を翌年度に繰り越すものでございます。

以上、まずは総務建設常任委員会所管課分のご説明とさせていただきます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 議案第51号に係る総務建設常任委員会所管課分について、質疑のある方は簡潔に質問をお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） ちょっと補正予算で二、三、確認をさせていただきたいと思います。

まず、ふるさと応援の寄附金でございますけれども、今年度当初予算では2,000万、今回1,500万、都合3,500万のふるさと納税を見込むという形になっております。これは、平成27年75万5,000円、28年244万4,000円、昨年が2,158万5,000円と、かなりいいペースで増えてきていますので非常にいいことだと思っております。これに対して、経費という言い方はちょっと語弊あるかもしれませんが、ふるさと納税推進事業で返礼品等色々支出をされている分がありますね。今年度は3,500万の収入に対して当初885万3,000円に加えて今回補正予算で668万6,000円、合計1,500万余りを支出するということになっております。単純に言えば2,000万収入が上回るということになるんです

が、これに対して、本来宇治田原の町民が宇治田原町に対して払うべき住民税、それが他に流れている、流れているという言葉もちょっと語弊あるかもしれませんが、他の自治体にふるさと納税で寄附をされている金額、これも掴めていると思うんですが、昨年の実績でいったらどういうふうになっていますか。

○委員長（浅田晃弘） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） ただいまのご質問ですけれども、ふるさと納税、この事業自体が年度、29年度で4月から3月末までの事業でございます、申告の部分につきましては1月から12月までの分で、若干ちょっと時期はずれる形にはなるんですが、29年度町民税の控除額で、損失という言い方は語弊があるかもしれませんが、本来入るべき町民税の分は約500万円が控除額として控除されているというような状況でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） ちょっと締め新时期が違うかもしれませんが、29年で言いますと2,158万5,000円の収入ということに対して、ふるさと納税と返礼品等のいわゆる経費部分で838万2,000円執行されていますね。ということは、実質収入が1,320万3,000円。ここから500万、さらに本来入ってくる税金が入っていないということ差し引きしても、昨年でいけば800万が上回っているということですね。これは、やはり町のほうが色々と返礼品の品物、物産色々考えていただいたりとか色々とPRしていただいている結果だと思っんで、これが、仮に今年も500万でおさまるかどうか知りませんが、もう少し増えるにしても、先ほど述べましたように2,000万円の収入の差があるわけです。それで、1,000万他に流れても、さらに1,000万は戻ってくるということになってくると思っんです。この制度自体が各自治体間のそれぞれの税金の奪い合い、取り合い合戦なんです。だから、そこはいかに知恵を働かすか。という自治体の職員さんの手腕にかかってくる部分も大いにあると思っんです。この件については、まだ今後さらにどんどんと増えてくるように努力していただきたいということは意見として申し上げておきます。また、出ていっている税金がその程度であるということの確認をして安堵しましたのでその件もよろしく願いいたします。

次に、ちょっとこれは些細なことなんですけれども、ごみ収集車の修繕費用ということで320万今回の補正予算上がっているんですけれども、まずパッカー車の1台当たりの購入金額と次にその耐用年数、何年間使われて更新されるのかお聞かせいただきたい

いと思います。

○委員長（浅田晃弘） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） パッカー車の耐用年数ですが、決まった基準ではないのかもしれませんが、おおむね10年。それと、走行距離のほうは通常の公用車のほうで10万キロというふうに認識しておりますが、パッカー車の場合、非常に走行距離が長うございますので、おおむね10年を目処に更新を考えております。

それと、先に申されました購入金額ですが、先に、一昨年買いましたもので言いますと約800万前後というふうに認識しております。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今回修理に出されている車が何年前に購入された車か確認するの忘れましたが、パッカー車って非常にハードな使い方をされているんでいろんなところで修理出てくるのはわかりますけれども、800万で買える車に320万の修繕費が多いか少ないか、高いか安いかは色々判断が分かれるところだと思うんですけども、今回修理される車は何年間ほど使われたものですか。

○委員長（浅田晃弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 平成22年3月に購入しておる車でございますので、約8年半です。あと10年まで1年半ほどになりますので、おっしゃられるように、例えば車の購入も考えるべきところだと思います。今回の補正に際しましてもその辺りは検討した結果、購入するよりも修繕のほうがベストではないかというように考えております。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） この8年半の車を買替えるかどうか色々検討された結果、今回補正予算を上げられたんだと思うんですが、一般的に考えて、8年半経っておって、もともと800万の車なら、300万、あと1年半の耐用年数に使うかというのは、ちょっとそこは考え方色々あると思うんで、今回はそういう判断されているんで仕方ないと思うんですが、今後そういう微妙な部分についてはもう少し検討していただいて、清掃のパッカー車の場合でしたら確か起債も充てられると思いますんで、財源もあるんで、これからその辺りも、買替え等も視野に入れて検討していただきたいなど。今回はそういう判断ですので仕方ないと思いますけれどもということで。

ちょっと長なって申しわけないんですが、あと今回の高尾の道路の災害復旧の件なんですけれども、専決で先般1,700万の事業費が上がっておると思うんですが、それ

は本復旧の設計費用と合わせて応急の復旧費用、これ多分仮設の道までこの分に入っていると思うんですけれども、地元の方に聞いていますと8月10日に既に土は撤去された。その後、これ一月近くまだ何ら事業に着手されていない。片側通行できるのが今月の末ぐらいを目処にということで頑張っていたいているようなんですけれども、色々事情があって仕方がないと、土の土質というか地盤の岩盤の調査だとかきちっとしてということで仕方がないと思うんですけれども、地元ではなかなかそうは映らないんですよ。そんな中で、今回補正予算で1億数千万の復旧の経費が上がっているんですが、やはりこれ少しでも早く本復旧をするために、例えばこの補正予算上がっている中で、予算が13日でしたかね、通ればすぐにでも入札できるというぐらいの準備は進めてもらっているんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） おっしゃられますように、専決の分におきまして設計を先に始めておりますので、基本的には本復旧に向けての設計、それから図面を作成し入札の準備にかかっております。ただ、災害におきましては査定というのがございます。本日も、まず本町にとっては1回目の査定、また10月に入りましてから2回目の査定がございまして、その査定の結果でも内容が変わってまいりますので、それに応じて設計内容を変更し、修正した中で発注となります。加えまして、あとは国のほうのお金の交付をいただくこととなりますので、そのあたりの国との手続、これを完了してからになりますので、若干発注は、我々も大急ぎでやりたいとは考えておりますが、その辺りのスケジュール感は出てまいります。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 確かに災害の査定だとか国の補助金の交付申請の関係とか色々あるんですけれども、それはそれでクリアしてやってもらわなければならないんですけれども、先ほども言いましたように、地元の方がなかなかやはりそういうことが見えてこないということで、また今回停電のこともあって、色々思いも持っておられるようなので、やはりその辺りは地元の思いに少しでも応えていただくように、また一日も早く復旧できるようにお願いしたいなということと、今課長の答弁聞かせていただいて一生懸命やっただいていてということもわかりましたので、それはそれで少しでも早く復旧していただくようによろしく願いいたします。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 質疑のある方は挙手を願います。馬場委員。

○委員（馬場 哉） ちょっと災害のことがございましたけれども、ふるさと納税のほう

に少し戻らせてもらいます。

今、谷口委員からもお話ありましたけれども、今ふるさと納税というのは現状寄附金の奪い合いという色合いが強いですけれども、本来、最近このところ災害を受けられる自治体がたくさん出てきて、世間ではこういうときこそ被災地にふるさと納税をしようという、そういう機運が盛り上がっているかと思います。ふるさと納税は本来そういうふうにあるべきで、今回補正で50万円の委託費ですか上がって、さとふるに、いわゆるサイトに上げるための費用50万円上がっていますけれども、ふるさと納税の取り扱い高を、寄附金額を増やすというところに目を向けてしまうとそういう、いわゆるインターネットとかで目の付きやすいところにどんどん情報を上げていくという。そういうところはかなり経費がかかっているんですけれども、そこは費用対効果があると思いますけれども、そこら辺の見極めが非常に大事だと思うんですけれども、その点少しお考えのほうお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） 今ご質問ありましたさとふるの関係でございますけれども、今現在行っておりますさとふるさとチョイスにつきましては、寄附者から申し込みをいただきましたらこちらのほうで事業者さんのほうに発注の手続をさせていただいて事業者さんから返礼品を発送していただいているというものが現在のふるさとチョイスの制度になります。今回委託費として50万円計上させていただいておりますさとふるにつきましては、寄附の受け付け並びに事業者さんへの発注についても事業者さんのほうでされるというサイトであります。ただ、その分若干手数料のほうがそちらのほうはかかってくる形になります。そちらのほう、今回返礼品の拡充とあわせまして導入を行いまして、このさとふるの寄附の受け入れ状況などを見ながら今後考えていきたいというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 職員さんが地域の商店回られてふるさと産品の拡充に大変努力していただいていることはよく目にしますんで、頑張っていると思います。

経済の活性化の意味からしても、そういう努力はもちろんしていただかなければいけないんですけれども、もっと地域の他の団体とも協力をさせていただいて、そういう産品については拡充できる、また総合的なプロデュースをしてもらうようにしていただければと思います。

あと、これちょっと可能なのかどうかかわからないですけれども、こういうふるさと納

税のシステムなんかを民間でしていただけるようなことが可能であれば、民間にできることは民間にさせていただくという行政改革の観点からも少しそういう、ふるさと納税なんかを総合的にプロデュースしたり、いわゆる取り扱いなんかをしていただくような事業者の方を探してみるという、そういう取り組みも必要ではないかなというふうに思うんですけども、その点は。もし答弁いただけるんやったらよろしくをお願いします。

○委員長（浅田晃弘） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 先ほど申し上げましたように、さとふるにおきましては寄附の受け付けから事業さんへの発注等一括して行われるサイトであります。また、オプションのサービスとしましては、他社のサイトで受け付けたものをさとふるで発送するというサービスもオプションとしては用意をされております。そこら辺りの費用対効果なり、あとご提案いただきましたそういう事業者さんがあるかとかいうのを今後研究していきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今年度予算審査に当たって、クラウドファンディングのいわゆる点を少し手をつけて、そういう新たな歳入を生み出す方法を考えていくというふうにおっしゃっていたと思います。クラウドファンディングというのは、どちらかというふるさと納税よりもいわゆる返礼率が低くて寄附色が強い、そういう仕組みやと思うんですけども、そういう意味でいくと、前回ちょっと私一般質問でも提案させてもらったんですけども、6年後に維孝館学園を施設整備するというところで、その維孝館学園に対して寄附色の強いクラウドファンディングで卒業生の方々にぜひ協力していただきたい、その中でまた返礼品も用意していくという、そういうところにふるさと納税自体を少しシフトするのも一つの手かなと思うんですけども、その点、最後答弁いただいて質問を終わりたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） ご質問いただきましたクラウドファンディングにつきましては、第6次の行革の中で、本年度につきましては事業推進のプロジェクトチームの設置、来年度から事業を実施というような形で計画の中ではうたわれております。提案いただきました維孝館学園の学校に対する基金の整備ということにつきましては3月の一般質問でもお答えをさせていただきましたが、現状の公共施設の整備基金ですとかこのふるさと応援基金も次代を担う子どもたちへということで充てられる形になっておりますので、現時点ではその基金の整備をクラウドファンディングでというのは、今のとこ

ろが考えはございませんが、このプロジェクトチームの中で議論はしていきたいというふうに思います。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 災害復旧費の中で、先ほどから高尾のほうの話が出ておりますが、もう一方の2ページ目の林道施設の地福谷、この件についてお伺いしたいと思います。

この現地の災害の状況がわかるような何か写真とかは有るのでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 写真のほうは撮ってございますが、ちょっと本日提出はさせていただきますいておりません。また、後のほうで提出させていただきたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 後のほうというのは、明日の総建か。

○委員長（浅田晃弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 明日の総建の委員会のほうに提出させていただきたいと思っています。

○委員（垣内秋弘） わかりました。

この地福谷というのは、延長、南から鷲峰山のふもとまでということで非常に距離も長いわけですが、これ現地はどの辺りになるのでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 府道宇治木屋線の犬打の最終の田んぼから約100mほど走ると地福谷林道に入りますんで、入って30mほどのところが崩れております。

○委員長（浅田晃弘） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） この災害の普及の目処というのは、日ごろはあまり車とか停まらないところだろうと思うんです。そういった中で、復旧の目処はいつごろになりますか。

○委員長（浅田晃弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 現在、災害復旧するために測量等に入っております、今後林野庁の査定を受けた中で早急に進めてまいりたいと考えております。

○委員長（浅田晃弘） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） あまり通らないとはいえ、これは南の人が中心になってここ通られると思うんですけれども、そういった中で、できるだけ早急に復旧していただくようによろしく願いいたします。

○委員長（浅田晃弘） お願いですね。今のは。

- 委員（垣内秋弘） 何かコメントあったら言ってください。
- 委員長（浅田晃弘） 副町長。
- 副町長（山下康之） 先ほど垣内委員の質問の現地の写真ですけれども、この間7月24日に閉会中の常任委員会のお渡ししている図面を見ていただいたら現場の場所が。
- 委員（垣内秋弘） あれ、そうか。
- 副町長（山下康之） はい。この間見ていただいたですね。あれです、すみません。よろしくをお願いします。
- 委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、議案第51号に係る総務建設常任委員会所管課分につきましては終了いたします。

◎議案第54号の説明、質疑

- 委員長（浅田晃弘） 次に、日程第2、議案第54号、訴えの提起についてを議題いたします。

それでは、当局より説明を求めます。木原産業観光課長。

- 産業観光課長（木原浩一） それでは、議案第54号についてご説明いたします。

本件につきましては、大福集団茶園の再造成区域内にある大字湯屋谷小字指柳24番ため池39平方メートルと同所26番ため池49平方メートルについて、平成26年度に大福集団茶園再造成事業区域に含め水路敷に換地する計画といたしました。

本件の土地は、昭和38年12月に当時大神宮社で購入することとなりましたが、大神宮社は法人格がない神社であったため大神宮社の宮総代名義で購入し、昭和39年2月に宮総代5名、うち4名は高齢のため息子名義で登記されました。

今回、大神宮社は大福集団茶園再造成事業に賛同していただき、ため池2筆の土地を本町に寄附することを決定され、1名を省く4名の共有名義分については平成28年から29年に相続登記を経て本町へ寄附いただきました。共有名義人の残り1名の方は平成18年に死去されており、その法定相続人4名に対して所有権移転登記手続について説明を行い、本議案の相手方を省く3名の法定相続人の方から了承を得ていますが、本議案の相手方から了承が得られず時間を要していることから、本件土地について大神宮社所有の土地であることを提起するものでございます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 質疑のある方は簡潔に質問をお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。谷口委員。

○委員（谷口 整） 私も、委員会が違うんで全く本件については今回初めてお聞きをしたことになるんですけども、これ、今の説明なりこの議案を見ていると、昭和39年当時お宮さんで池を取得された。ただ、法人格がないから登記ができないからそのときの役員さんの5名の方で登記をされた。については、今回この事業をされるについて、お宮さんのほうはそのため池2つは寄附しますということと言われて、町のほうの登記手続に入ったところ、所有者の名義が相続等で色々あったんで順次整理をされていたと。4名の相続の方のうち3人までがわかりましたということで判子いただいたんやけれども1名の方が判子押されていない。だから裁判して、これはあなたの土地じゃないですよ、お宮さんの分ですよ。あなたの言うてることは無効ですよということ訴えるということなんですよ。これはね。については、これ一般的に考えて、その1名の方が拘って判子を押さないという理由全く無いんです。ところが、ここまでこれこじれたということは、町のほうの当初の対応なりに、不手際という言葉がいいんかどうか知らんけれども、相手さんに不信感を持たれるようなことがあってこういうふうになったんか。いやいや、そんなことはない。ちゃんとしてんけれども相手さんが全く聞き耳持たんねんいうのんか。その辺りはどうなんですか。

○委員長（浅田晃弘） 野田建設事業部長。

○建設事業部長（野田泰生） ただいまのご質問でございますけれども、今回の登記上の名義人の方が5名おられるということで、一定同じ流れの説明の方法でもちろん全員の方に対しまして行ってきておりまして、順次説明を行う中で今回対象となっております相手方のところにつきましても、町といたしましては説明を継続して当初からやらせていただいております、その相手方の登記に関しましてはなぜ了承できないのかというところの要因につきましては聞き取れていない状況ではございますが、一定、平成29年4月ごろから説明を行いまして、現在に至りまして、事業の計画もございまして、今回につきましては第三者といいますか、法廷のほうの土地の所有権につきまして判断を仰ぐ方向の結論に至ったところでございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 去年の4月から色々説明をされて、納得してもらえない。納得してもらえなければ事業が遅れる、これは当たり前の話なんですけれども。私が言いたかったのは、普通きちっとした説明をすれば全く異論を唱える余地がないんです。その人の

もんじゃないんで。これからすれば。だから、それをあえて拘られるというのは、これは町のほうがそんなん答えられへんのかもしれんけれども、やはり最初の話の持っている方なり説明の仕方なりで多分気を悪くされたようなことがあるんかなと思うんです。そのことでこれ100万円の費用と、またいろんな作業としていかなければならないということもあるんで、この辺りはちょっとそこのところは町の姿勢に疑問を感じる部分があるんですが、はたまた逆に訴えられた被告の方も、これ裁判に、恐らくこれいえば勝てるから裁判起こされるんでしょうし、負ければ訴訟費用も含めてそれなりのリスクがあるわけです。だから、そこらはもう少し慎重にやっていただいて、こういうことが起こらないようにしてほしかったなというふうに思いますし、これ見てますと、まだ今後和解の方法もあるようなんです、そんなことも含めて一日も早いこと解決していただいて事業に支障ないように、既に支障出ているんかもしれませんが、進めていただきたい。そういうことだけは申し上げておきます。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 私も今谷口委員がおっしゃったことと同じようなことを考えているわけですが、行政が訴えを起こすというのは本当によっぽどのことじゃないかなと。訴えの中身は今ご説明いただいてわかりましたけれども、やっぱり尋常じゃないのかなという感じはいたしております。町としてはやることは今まで全部やったんやと。平成29年4月以降ずっとやってきたんやと。これが本当に最後の手段なんやと。そういう認識でよろしいんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） そのとおり、町といたしましては判断した結果、上程のほうさせていただきましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） この大福茶園の造成事業については既にもう1年遅れているわけで、これに以上遅れることはやはり入植者にとってもよくないというふうには思いますけれども、やはり訴えということになるとちょっと、私自身はどうかなというふうに思っております。ただ、今谷口委員からもありましたように、これ以上遅れないようにということは強く申し上げておきたいというふうに思いました。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、議案第54号につきましては終了い

たします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時48分

○委員長（浅田晃弘） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第51号の説明、質疑

○委員長（浅田晃弘） 日程第3、議案第51号、平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） それでは、引き続きまして、再度、平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）中、文教厚生常任委員会所管課分につきましてご説明を申し上げます。

お手数ですが、横表のほうをごらんいただきたいと存じます。

2ページのほう、お願いをいたします。

まず、9番、社会教育課所管でございます。

奥山田化石ふれあい広場整備事業費につきましては、地方創生推進交付金の交付決定におきまして一部採択されなかったことに伴います財源更正でございます。国庫補助金200万円を町債へ財源更正するものでございます。

続きまして、10番、社会教育課所管でございます。

文化財管理保全事業費170万8,000円の追加補正でございます。

台風12号により被災をいたしました町指定文化財であります田原小学校校門、通称維孝門の屋根修理に要する経費を追加させていただくものでございます。

続きまして、11番、社会教育課所管でございます。

総合文化センター費施設維持管理費97万2,000円の追加でございます。

経年劣化により一部故障しております図書館空調更新工事に係ります設計委託料を追加補正させていただくものでございます。

以上、文教厚生常任委員会所管課分のご説明とさせていただきます。

○委員長（浅田晃弘） 議案第51号に係る文教厚生常任委員会所管課分について、質疑のある方は簡潔に質問をお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。今西委員。

- 委員（今西久美子） 11番の総合文化センター費施設維持管理費の図書館の空調の更新ということですが、これ、壊れたのはいつですか。
- 委員長（浅田晃弘） 光嶋教育部長。
- 教育部長（光嶋 隆） 昨年にも修繕をいたしておりますが、今年利用いたしましてから、当初はさほどそういう不具合のほうは見当たらなかったわけですが、世間の高温といった事象が顕著に見られるようになってから以降、効きが悪くなったと。その結果、点検、業者のほうに依頼をかけましたところ、劣化により機器に不具合が生じておるといってございまして。時期的には7月の初旬ぐらいの話でございまして。
- 委員長（浅田晃弘） 今西委員。
- 委員（今西久美子） 7月の初旬だと。去年も、今ご答弁にもありましたように空調が不具合があつて、たしか去年は予備費で対応していただいたかというように思いますが、去年の壊れた部分と今回の不具合の部分との関連というのはどういうことでしょうか。
- 委員長（浅田晃弘） 光嶋部長。
- 教育部長（光嶋 隆） 詳細については機械的なことにもなるのでございまして、やはり修繕をすることによって今日まで不具合が生じなかった部分についてもそういう異常が見られるといったような、機器の関係にはよくある、弱くなったところを補強することによって他のところに負荷がかかったというようなことでお聞きをしております。修繕という方法も模索はしたんでございまして、やはり設置をしましてから20年以上経過しておりますのでなかなか部品の調達が難しいといったこともございまして、それであるならば更新することがベターであろうということでこの判断に至ったところでございまして。
- 委員長（浅田晃弘） 今西委員。
- 委員（今西久美子） 今年の夏は本当に酷暑でございまして、普通でしたら図書館というのは夏休み中の子どもたちや住民の皆さんのクールスポットとしてあるべきところではございますが、本当に今年の夏は暑かったことでもあります、図書館が非常に暑くて、職員さんはホットスポットになってますみたいなことをおっしゃっていましたが、表の扉を開けていただいてホールの冷氣や、あと教育委員会の事務室の冷氣を扇風機で送っていただく等々の工夫をはしていただいていたわけですが、やっぱり利用者が非常に夏休み少なかったというようなこともお聞きをしております。私、一般質問で災害のところでも言ったんですけども、例えばスポットクーラー等々の設置などは考えられなかったのでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） 施設の広さ、規模、そういったものから考えまして、家庭用のエアコンを代替品として導入するという点については非常に問題があるということが一つございました。もう一つは、今おっしゃっていただいたスポットクーラー等もあるわけですが、あれは基本的に工場等で使われる、冷気が出てくるのはそれでいいんですけども、それ自体にコンプレッサー機能も持っておりますので、そこからまた暖かい空気が出るといったような構造的な問題もございますし、音の問題もございますので、スポットクーラーの設置については当初から考えを持っておりませんでした。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 先ほどおっしゃいました建設してから20年以上が経過する中で、さっきの話ではないですけども、耐用年数としてはとっくに過ぎていくというふうに思うんです。急に壊れたということですが、私はもう壊れるべくして壊れたんじゃないかなというふうに思います。計画的なそういう設備の更新等々も今後視野に入れていく必要があるんじゃないかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） もう5年ほど以前になるんですが、年数の経過ということもございまして、そういったことについての調査もした上で、改善すべき点について財政課とも相談をさせていただいております。その中で、本町の財政状況を鑑みた中で段階的に整備、更新をするというのが財政課の方針として出されておりますので、それにのっとった形で対応しておるところでございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） それはわかりますが、たちまち住民サービスに支障が出るというふうなものにつきましては計画的に整備計画も立てていただきたいというふうに思います。

それと、もう一点確認ですが、エアコンだと思うんですけども、冬場の暖房については支障がないのでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） 図書館の暖房については床暖房を基本としておりますので、その点については問題がないというふうに担当からも報告を受けております。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、議案第51号につきましては終了いたします。

◎議案第52号の説明、質疑

○委員長（浅田晃弘） 次に、日程第4、議案第52号、平成30年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） それでは、議案第52号、平成30年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきましてご説明させていただきます。

資料としましては、第52号の議案書、A4横長の補正予算概要のほうをごらんください。

交付金等の確定に伴う返還金の確定により今回補正をお願いするものでございます。

議案書の1ページにございますとおり、今回補正予算額、歳入歳出それぞれ2,434万6,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,806万5,000円とさせていただくものでございます。

歳出につきましては、横長の概要のほうをごらんください。

国庫支出金等返納金2,434万6,000円につきましては、平成29年度の実績報告に基づく国負担金及び支払基金の交付金への返還金でございます。返還金の内訳といたしましては、療養給付費等負担金が2,239万9,944円。こちらは返還時期が平成31年2月予定でございます。また、療養給付費等交付金につきましては194万6,625円。こちら、返還時期が平成30年9月末予定でございます。

続きまして、歳入でございます。

議案書の6ページ、7ページをごらんください。

まず、第6款繰越金、前年度繰越金2,372万8,000円の増額でございます。これは、今回の補正歳出、国庫支出金等返納金の歳入調整を当該繰越金で行うものでございます。

次に、第7款諸収入、第三者納付金につきましては、第三者行為によりまして返納された町国保負担医療費分につきまして62万円の増額補正をするものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 説明が終わりました。

質疑のある方は簡潔に質問をお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(浅田晃弘) ないようでございますので、日程第4、議案第52号につきましては終了いたします。

◎議案第53号の説明、質疑

○委員長(浅田晃弘) 次に、日程第5、議案第53号、平成30年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。廣島介護医療課長。

○介護医療課長(廣島照美) それでは、議案第53号、平成30年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明させていただきます。

資料としましては、第53号議案書、A4横長の補正予算概要をごらんください。

前年度の国・府支払基金の交付金及び返還金等の確定に伴いまして、今回補正をお願いするものでございます。

議案書の1ページにございますとおり、今回補正予算額、歳入歳出それぞれ1,423万7,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億1,477万円とさせていただくものでございます。

まず、歳出でございますけれども、横長の概要のほうをごらんください。

過年度分国府等支出金返還金1,423万7,000円でございます。これは、平成29年度介護給付費及び地域支援事業に係る負担金、交付金の国庫分、府費分、支払基金分について、実績報告の結果、受入済額が超過となり返還するものでございます。

返還額の内訳としましては、介護給付費負担金、国・府合わせまして1,182万7,579円、また地域支援事業交付金、国・府合わせまして88万6,102円、どちらも返還時期は平成31年3月末予定でございます。

社会保険診療報酬支払基金への返還分として介護給付費交付金123万1,719円、及び地域支援事業支援交付金29万2,031円が返還時期、平成30年9月となっております。

次に、歳入でございますが、議案書の6ページ、7ページをごらんください。

第8款の繰越金、前年度繰越金につきましては、先ほどの歳出で過年度分国府等支出金返還金の財源とするために繰越金を1,423万7,000円増額しているものでご

ございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 質疑のある方は簡潔に質問をお願いします。

質疑のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、日程第5、議案第53号につきましては終了いたします。

審査が全て終わりましたので、直ちに討論に入ります。

◎議案第51号の討論、採決

○委員長（浅田晃弘） まず、議案第51号の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第51号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（浅田晃弘） 挙手全員であります。よって議案第51号、平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第52号の討論、採決

○委員長（浅田晃弘） 次に、議案第52号の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第52号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（浅田晃弘） 挙手全員であります。よって議案第52号、平成30年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第53号の討論、採決

○委員長（浅田晃弘） 次に、議案第53号の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第53号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（浅田晃弘） 挙手全員であります。よって議案第53号、平成30年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第54号の討論、採決

○委員長（浅田晃弘） 次に、議案第54号の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第54号の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（浅田晃弘） 挙手全員であります。よって議案第54号、訴えの提起については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、予算特別委員会に付託された議案の審査を終了いたしました。この審査の結果につきましては、予算特別委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について9月13日の本会議において討論される方は、配付をいたしております討論通告書を9月11日火曜日午後5時までに議長宛て提出してください。

委員各位の慎重な審査を賜り、ご協力ありがとうございました。

これをもって予算特別委員会を閉会することにいたします。どうもご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時07分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 浅 田 晃 弘